

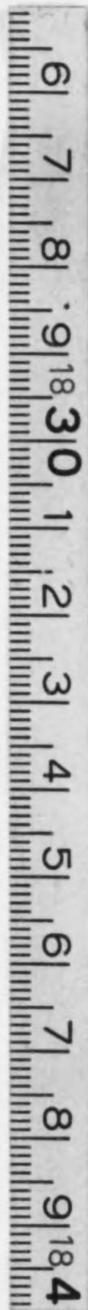
特241

330

昭和十七年一月

農業團體統合問題の經過と
我等の主張

産業組合中央會



始



特241
330

農業團體統合問題の經過と我等の主張

目次



- 一、農業團體統合の重要性と其の目的……………
- 二、農業團體統合問題の今日に至る經過……………
- 三、第七十九議會に提案せられざる理由と我等の主張……………一六
- 四、全國町村長會の反對とその批判……………一九



農業團體統合問題の經過と我等の主張

一、農業團體統合の重要性と其の目的

農業團體統合に關する法律案が、遽に今期第七十九議會に提案取止めとなつたことは、我々農村關係者として極めて遺憾千萬であると言はなければならぬ。農業團體の統合は農村としては多年に亘る要望であるばかりでなく、戦時下農村の責務が重大化する程、國家の食糧政策の見地からも、増産遂行の責任を荷負ふ農業團體の立場からも、また直接生産に従事する農家の要請としても、刻々切實さを加へ、その解決は時局と共に緊迫せる課題となつて來てゐるのである。今次の農業團體統合に對する準備はかくの如き客觀的事態の急迫が原動力となつて、政府、農業團體、生産農家の一致協力の下に進められて來たのである。したがつて今更農業團體統合の重要性について繰返し言葉を用ふる必要は存在しない筈である。しかしながら農業團體の統合に對しても一部には執拗な反對運動も存在するのであり、殊に統合に對する諸般の準備が着々進行を見つゝある今日、突如として議會提出が取止

めとなるに至つた事情を考慮すれば、その原因が奈邊に存在するにしろ、今一度この問題に對する我等の立場と主張を明白にし、農業團體統合の一日も速かなる實現を期することが我々に課せられた義務であると信ずるのである。

高度國防國家を完成して、戰爭遂行に萬全不敗の統後の體制を確立することは今や國家の至上の要求である。支那事變を戦ふ五年間に於て、この仕事は漸次進められて來たが、大東亞戰爭の勃發に際會し、國家の興廢がこの一戦に賭けられるに至つてその必要は益々焦眉の急と化したのである。而して高度國防國家の建設は國家施設の萬般に亘る問題であるが、就中その經濟的基盤を強化し國防經濟の運営に完璧を期することが、高度國防國家の成否を決する中心的な課題であることは言ふまでもない。農業もまた國防經濟の重要な一環として、特に戦時國民食糧の確保と優秀なる人的資源涵養の二大責務を擔當するために、急速に自己の體制の整備強化を實現しなければならぬ。殊に戰爭の規模が擴大し、戰爭が長期に亘れば亘る程農村の擔當すべき任務は重加するが、同時にその任務遂行に必要な諸條件は中堅勞力の不足、重要資材の缺乏となつて、あらゆる困難の度を増すのである。農家はかくの如き困苦缺乏を凌ぎこれを克服して、生産の減退を防ぐのみならず、却つて生産力の飛躍的擴充を

實現しなければならぬ。したがつて農業に對しても計畫生産の實行が要求せられ、計畫生産を實現せしむるために、國家の農業統制を強化し、これを受けて立つ農家の農業經營の合理化を圖ることが、今日の農業政策の集中的な課題となりつゝあるのである。國家總動員法が農業に對しても發動せられ、小作料、農地管理、作付規整、共同作業、役畜、農機具の管理、勞力移動等、農業生産の重要部面に對して幾多の統制令が實施を見ることになつた事實は、農業生産の至難な實情とこれを克服すべき方策の容易ならざることを物語つてゐるものと言はなければならない。言ふまでもなく生産活動は單なる法的權力の行使によつて直ちに本來の効果を發揮し得るものではない。國家の行ふ諸々の統制が直接生産に従事する農家の自發的な行動、その創意と責任とを喚起し、魂の籠つた活動となつてはじめて所期の目的を果し得るのである。殊に我が國の農業の如く零細な規模によつて生産が營まれ、且農業生産と農家生活とが一體不可分の儘で經營せられてゐる場合、國家の農業統制が農家の生活を無視し、これと乖離したものであつては農業の統制そのものが成り立たないのである。國家の要求は絶對である。その意味で今日程國家の強力な指導と統制とが農業に對しても必要なときはないが、同時にそれは農家の自主的協力體制、その創意と責任とに基く活動が最高度に發揚されねばならないときでもあるの

である。かくの如く國家の統制と農家の經營とを一つに結び、相互の媒介となり、兩者の意志を相投合せしめて農業統制の主體となるのは言ふまでもなく農業團體の役割である。その意味で農業團體の今日に於ける役割は飛躍的に重要性を増すと同時に、その組織機能の如何が農業の戰時的使命の遂行に與ふる影響は至大なものがあると言はなければならないのである。

現に農業團體としては農會あり、産業組合あり、その他養蠶業組合、畜産組合、茶業組合等幾多の團體が存在するが、これ等は何れも長年の歴史と傳統とを経て、系統組織を完備し農業乃至農家の生活と密接に結合してゐるが故に、農業團體の改組擴充は敢て必要が無いと唱ふる者があるかも知れない。既往に關する限りその説に異議を立てるべき理由はもとより無い。事變下五年の長きに亘つて諸の困難が累増する中で、食糧増産が大體に於て遺憾なき成果を挙げ得たことは、現存農業諸團體の活動の成果に因るところ多大であると言ひ得るのである。しかしながら今日の問題は既往にあるのではなく、今後にある。農業政策が高度の生産統制の段階に進み、生産の計畫化が必至の課題として要請せられるに至つた今日の場合、その責任遂行の主體たるべき農業團體も當然整備強化を必要とするのである。今日は農會が諸般の農業統制の主體たるべき責任を負荷されてゐるのであるが、農會がそ

の責任を完全に果たすためには傳來の農業技術の指導機關たる性格をさらに更新して、單に技術指導の範圍にとゞまらず農家の生産と經濟に對する総合的指導者、組織者たる性格を自己のものとする必要に迫られてゐる。言ひ換へれば農會が生産計畫の擔當者となり、勞力、資材、蒐荷等の統制機能を行使し、それによつて生産増強の目的をなし遂げるためには、單に農家に對する上からの統制の機關に止るのではなく、農家の自主的經濟團體と一體となり、農家の經濟に根を下した組織となることが必要なのである。

しかるに産業組合は農家の自主的經濟組織として、その限りに於ては農家の經濟と直接血脈を通じてゐるのであるが、制度上、信用、購買、販賣等の金融配給部面の仕事に事業を制限されてゐる結果、農業生産の直接的指導と統制に對してその經濟力、組織力を充分に生かし得ない桎梏を蒙つてゐると言はなければならない。また産業組合はその法律が自由主義時代に制定されたために法的統制機能を缺除してゐる、にもかゝらず自己の本質たる農家の協同經濟組織として、統制經濟の下に於ても自主的統制力を鍊磨する絶好の機會に恵まれ、資材の配給、農産物の蒐荷、貯蓄の獎勵等々、幾多の部面に於て國策機關たる實體を整備しつつあるのである。しかしながら今後、農業生産統制がさらに

高度の展開を必要とする事態に即應して、その経済的、組織的實力を十全に發揮し、産業組合の金融、蒐荷、配給、利用、厚生等の諸事業を農業計畫生産の實現に集中歸一せしむるためには、農業生産の指導統制團體との一體化が絶対に必要なのである。

これは農會や産業組合に限らない。農村の現状は養蠶、畜産、茶業等の團體に對しても、これ等を包擁した総合的生産計畫の樹立とその實行のために、指導統制の一元化を必然に要求するのであつて自由主義時代の如き團體の分立と活動の分裂は、却つて生産の障礙となり農家經營の桎梏とならざるを得ないのである。かくの如く各種農業團體は今日までの状態に於ては、一應の體制を完備してゐると稱するも敢て過言ではないのであるが、今後の農業政策の飛躍的前進を擔當すべき任務から觀るならば、一刻も早くその分立を克服し、総合的全一的活動をなし得る機能と組織とを整備せねばならぬ事態に直面してゐるのである。

昨年石黒農相時代に於ける農林漁業團體統合の失敗の跡を享けて、中央地方に農業協力會が設置せられ、現存農業諸團體の機能を生かしつゝ、協力方式によつて團體分裂の缺陷を補正せんとする方策が採用されたのであるが、その後協力會活動約一年の經驗は最早その段階にあらざることを明白にし

たのである。地方に於ては協力會組織の促進が足場となつて、却つて團體統合への要求に拍車をかけたのである。したがつて今日の課題は凡ての農業團體が夫々舊殻を打破し、完全な統合を實行することによつて、夫々の缺點を補充しつゝ夫々の本質を一層昂揚せしめ、眞に農家の創意と責任とに立脚した農業統制の主體的組織にふさはしき機能を獲得せねばならないのである。それ故、農業團體の統合は決して現存農業團體の機械的な合併を意味するものではなく、言葉を換へれば、國防經濟體制の一環として新しき農業團體を建設する仕事であつて、現存農業團體の儘では到底置き換へ得ない問題なのである。

すでに諸他の産業部門に於ては重要産業團體令が實施せられ、現に鐵鋼統制會、鑛山統制會、石炭統制會、等々、經濟統制の主體的機構が着々確立を見つゝあるが、農業團體の統合はまさに農業部門に於けるかくの如き統制機構を確立することである。もつとも一般産業と農業との間には本質的な相異が存在する、農業經營は一般産業に於ける企業經營とは異り、零細な生活經營を基本とするが故にこれが統制の主體も一般の統制會と異り、現存農業團體の統合といふ形式を採るのであるが、そのことは農業部門に於ける統制組織の確立の遷延を容認する理由にはならないのである。のみならず、もし

農業部門の統制の遷延を許すならば、國防經濟はその最も重要な食糧的基礎、人的資源の基盤に於て重大な立遅れを容認することであり、戦時食糧の確保に影響なきを保し難いばかりでなく、強力な國防經濟全體の成否に係る虞なしとしないのである。したがつて農業團體統制の重要性を云々すべき時期は過ぎたのであり、いかなる農業團體をいかにして建設するかといふことこそ目下の課題である。その意味で次に、今日までの経過を明らかにし、農業團體の統制がすでに實現の一手前に待機の姿勢にあり、政府の決断一つで即刻實現し得る状態にあることをはつきりさせて置く必要がある。

二、農業團體統制問題の今日に至る経過

農業團體の統制が識者の意見として提出されたのは、今日から見るとすでに相當古い事實に屬するが、この問題が論議の域を脱し、政府並に農業團體の手によつて具體化の日程に上つたのは、周知の如く一昨年（昭和十一年）の石黒農相の時代であつた。當時澎湃として捲き起つた新體制運動の機運に乗つて、その年の九月、先づ民間にあつては農林漁業團體二十九を網羅する中央農林協議會が、農林漁業團體の總意として「農林漁業團體統制要綱」を決定し、農林漁業團體の統制實現を政府に要望したのである。

また帝國農會、産業組合中央會、その他の農業團體に於ても夫々團體統制を促進すべき態度を決定したのである。これに對し農林省も第七十六議會に農林漁業團體法案を提出する方針を採り、十一月には農林計畫委員會を開催、統制に關する具體的方針の審議を開始し十二月末には一應の成案を得るに至つたのである。しかるに年末に至つて國際情勢の急變の結果、政府は戦時緊急立法の成立を促進する必要上、議會提出議案の整理を餘儀なくせられ、農林漁業團體法案の議會提出はこれを取止めることとなつたのである。

かくの如く農村多年の懸案たる農業團體の統制は全國農家の待望の下に、新體制運動の波に乗つて最初の實現の機運を掴んだのであるが、結局不成立に終つた。その原因は當時の極東危機説を中心とする國際情勢の急展開に基くこと勿論であるが、同時にかの新體制運動の性格にも現はれた如く、統制の基本的方針に就ても觀念的傾向が強かつた。そのため農林計畫委員會の論議に於ても官民相互の間に重大な意見の懸隔、對立を來した結果、必しも實現可能の統制案を得られなかつたところに、實際問題としては失敗の最大の原因が潜んでゐたと言はなければならぬ。當時の農林省の統制方針は農林計畫委員會に幹事私案として提出せられた「農林漁業團體統制要綱」に示されたのであるが、そ

の際論議の中心となつた主なる諸點を挙げれば、

- (一) 農林漁業全部に亘る統合方式を採つた結果、生産の基本的事情について幾多の相異點をもつ農業、林業、漁業の各團體の間に必しも意見の完全なる融合が見られなかつたこと、
- (二) 政府の統合方針が著るしく官僚的統制に偏し、民間團體の自主と責任とを抑制せんとする傾向が強かつたため、官民間に完全なる意志の疏通が見られなかつたこと、
- (三) 統合方針が團體の指導統制機能の確保に重點を置き、團體の行ふ經濟事業を抑制し、それに代ふるに國策會社を以て充てんとする方針を採つた結果、團體側と意見が最後まで對立するに至つたこと、
- (四) その他、農林漁業團體の統合に關して政府内部、殊に農林、内務の兩省間に於ても必ずしも意見の一致を見なかつたこと、等、

以上の諸點を指摘し得るのである。

産業組合としては、當時率先して農業團體の統合を提唱し、その實現に協力せんとしたのであるが、敍上の諸點のうち、特に(三)の事項については絶対に賛成し難いものがあつたのである。新農業團體が

農業に於ける統制の主體としての強力な指導力と統制力とを確保することは言ふまでもなく必要であるが、それが徒に官僚的統制に墮するならば生産力の擴充といふ統合本來の目的に却つて背く結果を招くのである。いはんや當時すでに經濟新體制の理念として、一般に民間の創意と責任とを出来る限り活かし政府の統制は大綱に止めるべき原則が確立されてゐたにもかゝらず、幹事私案に現はれた方針は全くその逆を行くものであつた。殊に零細にして分散夥多の農家經營が基本となり、それを土臺として、勞力、資材の不足する惡條件と闘ひながら生産力の擴充を實現せねばならぬ農業の場合、農家の經濟力、組織力を最高度に生かし、農家の自發的協同精神を昂揚せしむることが統制の根本要件たることは言を要しないのである。しかるに農業團體の經濟事業を制限し、農家の日常的生産乃至生活とは些かの血の連りをもたぬ國策會社を以てこれに置き換へることは、官僚的統制方式の最惡の表現であり、却つて統制のために角を矯めてを牛を殺すものと言はなければならぬ。農家の經濟が確保され、その地盤の上に立つとき眞に強力にして高度の國家統制もまた可能なのである。この農業團體の經濟事業を抑制する方針は、また中央に於ける指導統制團體と經濟事業團體とを機械的に合一せしめんとする方式ともなつて現はれたのであるが、産業組合としては同様の理由によつて、これに對

しても絶対に承服なし得ないところがあつた。蓋し統合は絶対に統合のための統合に終つてはならない。統合によつて却つて増産活動の基本たるべき農家經濟が弱体化し、これを危殆に導くが如き危険に對しては、統合の必要を主張する同じ立場からこれを防止することが、農業團體として眞に責任を全うする所以であるからである。

農林漁業團體法案が第七十六議會提出取止めとなつた結果、中央農業團體はその善後策として農林省との諒解の下に、統合方針に代ふるに協力方針を採用し、各農業團體が緊密なる協力體制を樹立することになり、昨年四月には中央農業協力會の成立を見るに至つたのである。この機會に從來の農林漁業の全體に亘る原始産業關係團體を總括する方式も再検討せられ、農業協力會は、農會、産業組合の外養蠶、畜産、茶業の團體を以て構成し、林業に於ては別途に林業協力會、水産業、馬事についても夫々別個に統制方式を準備することになつたのである。

協力會の目標は各農業團體が中央に於て緊密なる協力體制を確立すると共に、夫々の系統組織を統制して農業團體全體の活動に綜合的效果を擧げんとするところにある。したがつて中央農業協力會は結成を終ると農業團體の最下部組織たる部落農業團體の實踐要綱について協同の方針を決定、次いで

秋期農繁期に對する食糧増産運動の協同的展開を実施する一方、地方に對しても各道府縣に對しては農業協力會の設置を慫慂し、郡、町村の團體に對しては實質的一體化の方針を奨勵する等、協力方式の徹底によつて統合に代るべき實質的效果を確保することに努力を注いだのである。しかしながら農村の實情は、農業協力會の活動によつて統合を必須とする事態を解消せしめ得るものではなかつた。協力會が増産運動を通じて地方に呼びかけ、協力會組織が地方に滲透するにつれて、地方の情勢は過渡的な協力方式を乗り越え、それを足場として却つて統合の斷行を要望する聲を醸成せしめたのである。この傾向に拍車をかけたのは六月に於ける獨ソ開戦を契機として我が國を繞る國際情勢の急激な變化であつた。支那事變を戦ひつゝ我が國はさらに米、英、蘭、蔣の敵性包圍陣と對立し一觸即發の狀態となつたのである。臨戦態勢から決戦態勢への準備は資材の上にも、勢力の上にも、農村は一層の困苦缺乏に堪へつゝ生産力の増強を圖るため、高度の統制を実施せねばならない事態に當面したのである。國家全體としても戦時體制の確立が焦眉の急と化し、その基柢をなす國防經濟の完成のために一般産業部門に於ては統制會の設立が漸く軌道に乗るに至つたが、農業に於ても高度の政策と統制に堪へ得る農業團體の結成が火急の問題となつたのである。今次の農業團體統制問題は、

以上に述べた如く、中央よりも寧ろ地方に於ける増産戦線の切實な叫びが原動力となり、國際的危機の進行が拍車となつて再び採り上げられることになつた。農業協力會はその間に於て前回の失敗の跡を享けて統合への地均しを行ひ、統合への軌道を再建すべき役割を荷負ふたと見ることが出来る。すなはち中央農業協力會は九月十八日の理事會に於て、政府と緊密なる連絡の下に農業團體統合の實現の促進を圖るべき申合せを行ひ、その趣旨を政府に要望、井野農相もまたその意志のある旨を言明するに至つたのである。

中央農業協力會は前回の失敗、殊に官民、或は民間相互間の意見の對立した事實に鑑み、こんどは極めて慎重な態度をとり、政府と不斷に連絡すると共に、團體相互間の意志の疏通に苦心した結果、その後の準備工作は急速に進み、十一月二十七日、農林省は農林計畫委員會の農林水産團體部會を開催し、農林省の参考案たる「農業團體統制要綱」が即日委員會の承認を得ることになつたのである。この農林省提出の「農業團體統制要綱」は事前に政府と中央農業協力會首脳部との間に於て周到な研究の結果、完全に意見の一致を見た上作成されたものであり、これより先き、十一月十日に中央農業協力會理事會が政府に要望せる團體統合案大綱と全然同様の内容から成つてゐるのである。したがつて

今回の統合問題の推移に現はれた特色は、

- (一) 前回の蹉跌にもかゝらず、銃後農村の切實なる要求が推進力となつて再び採り上げられるに至つたこと、言ひ換へればこの一年間に統合を必至とする客觀的事態が格段の深刻さを加へた結果であると考へねばならぬこと、
- (二) 前回の經驗を教訓とした結果、統合案も徒に理想にはしらず、實現可能の現實に即して、官民相互の事前の研究、諒解の下に關係者の間に完全なる意見の一致を見てゐること、
- (三) 前回論議の焦點となつた事項についても合理的な解決が與へられ、統合案として格段の進歩を遂げたこと、例へば、
 - イ、林業、漁業、馬事を別建とし、農業部門のみの統合に限つたこと、
 - ロ、官僚的統制を排し、新農業團體として重要國策の立案に參與せしむると共に、團體の自主と創意を出来るだけ活かし生産責任團體として國策實行の責任を分擔せしむるものとしたこと、
 - ハ、國策會社については、農林省としても漸次整理統合の方針を採り、中央の經濟事業機關は別建とする等、農業團體の經濟事業を助長擴充せしむることとしたこと、

勿論、今回の統合案に對しても農業團體内部に若干の異見が存在しないわけではない。が、統合を
 こんどは絶対に實現せしめねばならぬとする立前から、農業團體全體としては小異を捨て、大同に就
 く態度を一貫して堅持し、農林計畫委員會に提出せられたる參考案を骨子とする農業團體法案の第七
 十九議會提案を期待し、これに即應する準備工作を自ら進めつゝあるのである。たまたま十二月八日
 大東亞戰爭の勃發を見るに至つたが、中央農業協力會は直ちに理事會を開催、聖戰完遂の大目的に照
 らすも、農業團體統合の斷乎實現を必要とする旨を政府に要望したのである。井野農相も十二月九日
 農業團體首腦部を招請して、食糧増産に對する農業團體の奮起協力を要請した機會に、農業團體統
 合については既定の方針通り實行する旨の言明を行ひ、農林省としても十二月十日、農業團體の財産
 處分監督に關する省令を公布する等、農林省も團體も大東亞戰爭完遂に緊急不可缺の戰時立法として
 その實現を信じ、諸般の準備を着々と進めてきたのである。

三、第七十九議會に提案せられざる理由と我等の主張

しかるに政府は十二月二十五日の閣議に於て遽に農業團體法案の今期議會提出を取止めることに決

定した。その理由とするところは、議會の會期短縮をはかるため、緒戦目的の完遂に直接關係なき法
 案の提出を見合せるといふところにある様である。大戰爭に突入せる現在の場合に於て、政府が議會
 の審議を急速に終了せしむるため提出法案の整理を行ふことは極めて當然のことであらう。問題はそ
 の理由の下に緊急不可缺なる國內諸施策の實現が須臾も忽せになつてはならないといふ事である。米
 英との戰爭は皇軍の赫々たる戦果によつて、先づ緒戦に於て大勢を支配しつゝあることは銃後を守る
 我々としても、ひとしく感激に堪へないところであるが、同時に米英との決戦が政治、經濟、文化の
 全面に亘る長期建設の持久戦争たらざるを得ないであらうことも疑ひを容れないのであつて、いかな
 る長期持久の經濟戦争にも萬全不敗の體制を急速に完成せしめることこそ銃後を擔當するものゝ最大
 の責務である。皇軍將兵の赫々たる戦勝を終局的に確保するものは長期不敗の國內體制の建設を措い
 てないのである。従つて、政府も國民もその全努力をいまや鐵壁の國內建設に傾倒することによつて
 前線の將兵に應えなければならぬのである。われわれは第七十九議會の主要任務もまたこの不敗の
 國內建設に最大の重點を置くことにこそ存すると信ずるのである。かくて、農村もまた決死の覺悟を
 もつてこの責任を遂行し、食糧確保、人的資源培養の二大使命について遺憾なき用意を一日も早く整

へなければならぬ。農業團體の統合による新農業團體の結成は、かくの如き農村建設の根幹たるべきものとして、政府、團體の一致協力の下に着々準備を進めて来たことはすでに述べた通りである。しかるに農業團體法案が不急の法案として實現の機會を遷延されるならば、農村の増産態勢の確立がそれだけ延引されるのであり、ひいては國防經濟の運営にそれだけ間隙を生ずるものと言はなければならぬ。銃後の農村を守る責任を荷負ふ我々として寔に深憂なきを得ないのである。殊にそれがひとり政府並に農業團體の必要に基くばかりでなく、日々食糧増産の戦線に於て苦闘しつゝある全國農家の眞摯なる期待を受けてゐること、地方に於ては現に統合間近き期待の下に幾多の準備が進められてゐる事實に思ひを致すならば、團體統合の遷延が、政府並に農業團體に對する農家の純真なる信頼を裏切ることであり、農家の熱烈な生産精神に沈滞を生ぜしむることなきを保し難いのである。

農業團體の統合はその性質上、例へば國家總動員法に據るには根本的に困難な事情にある。したがつてその實現はどうしても議會に於ける法律案の成立を必要とするのである。また農業はその季節的性質に基き、今年の増産活動は今日からその準備が必要であり、その準備はすでに團體統合とは不可分のものとして進められつゝあるのである。爲政者は須くこれ等の事情を洞察し、農業團體統合の緊

切なる所以に留意し、いやしくも銃後農村に微塵の不安も動搖も無からしむるために、農業團體統合の速かなる實現について直ちに斷乎たる措置を採られんことを切に冀求せざるを得ないのである。

四、全國町村長會の反對とその批判

今回の農業團體統合案に對しても、全く反對が無いわけではない。全國町村長會の反對がこれである。全國町村長會は農業團體統合の機運が熟するや逸早く独自の主張を發表し、政府の農業團體統合に關する要綱の決定を見るや、これに對して反對の運動を全国的に展開し、多數の町村長を動員して政府その他の要路に反對の陳情運動を實行しつゝあるのである。

全國町村長會の主張乃至農業團體統合に對する反對理由を觀るに、歸するところ、農業團體の統合整備は町村自治體の機能を弱化せしむるとの理由でこれに反對するものであり、これを回避する方法として町村農業團體の機能を町村自治體の中に吸収融合せしむるか、または町村農業團體を制度上町村長の指導統制下に置くべきことを主張するものゝ如くである。

我々は農業團體の立場に於ても、町村自治體が町村に於ける綜合的自治機關として町村内の諸行政

を總括すること、そのために町村自治體の機能を根本的に刷新強化することに毫末と雖も反對するものではない。否、今日の如く町村自治體の活動が官廳委任事務に忙殺され、本來の固有事務が却つて等閑視されてゐるやうな状態を打破し、町村本來の自治機能の整備充實を圖ることは、町村内産業活動の發展を圖る上から見ても極めて緊切であると思惟するのである。したがつて町村自治體として當然考慮すべきは、先づ自己の體制を刷新し整備することであらね。すなはち地方自治制の改革を實行せしめ、自治體の固有事務と官廳委任事務との取扱關係を明白にすると共に、固有事務の十全なる運営を計るため人材の吸収を圖ること等が先決問題であらね。しかるに自己の體制整備を忘れて、徒に農業團體の體制整備に反對したり、或は農業團體の事業の吸収を主張したり、或はこれを指導統制せんと要求するが如きは、結局町村内の一般自治行政と農業團體活動との紛淆を招來し、兩者の機能を共に弱體化する以外の何者でもないと思定せざるを得ないのである。

そればかりではない。町村の自治機能と農業團體の活動とを形式的又は權力をもつて融合せしむることには、根本的に多くの矛盾を包蔵するものである。すなはち、

(一) 漁業團體は生産、經濟を營む團體として、その創意と責任とが確保されてゐることを絶対に必

要とする。もし自治體に吸収されるならば、その經濟活動は自主性と弾力性を喪失し、農業團體の擔當すべき機能を弱体化せしむる結果を招來するのである。このことは農業團體の事業に限らず、例へば商業、工業、運輸業等町村内の諸他の産業團體の事業を町村自治體に吸収せしめ得るか否かを考へて見れば議論の餘地のない明瞭な事柄であらう。

(二) 農業團體はひとり町村内の農業團體であるばかりでなく、全國的農業團體の系統組織の一環たる機能を有する。然らずんば一郡、一縣、全國等の規模に亘る農業政策の総合的な運営は不可能である。農業に對する國家の統制が高度化すればする程系統組織の一貫性は重要性を増すのである。然るに農業團體の事業を町村自治體へ吸収せんか、農業團體の系統的組織と運営は全く破壊され、農業生産活動は重大な障礙に當面せざるを得ないのである。

(三) 町村長が町村内の諸行政を總括する立場から、産業團體の活動に對しても實質的に指導統制の地位に立つことはもとより當然のことであるが、この關係を形式的に制度化するならば、却つて熟議談合を以てその運営の本旨とする自治の本質を破壊する結果を招くものと言はなければならぬ。いはんや、町村長が町村農業團體に監督權を行使せんとするが如き要求が存在するとするならば、自ら自治の否認を主張するものであり、監督行政上から見ても監督權が過當に細分され

る結果その責任の歸趨を晦冥ならしめ、行政機構の機能をも却つて繁雜混亂に導くのである。

以上の根本的批判の見地に立つならば、全國町村長會の主張には何等の妥當性を發見することが出來ない。町村の現状を正視した場合、町村に於ける自治體の整備と農業團體の整備とは相並んで必要である。兩者は本質的にその職能を異にするのであるが故に、夫々の機能的分化を生かしつゝ、而も町村を單位とする全體的綜合を圖ることがこの問題解決の根本要件である。その方法としては、町村内各種機關の一般的融合をはかるために、形式的或は権力的手段は嚴に慎しまねばならない、と同時に自治の本質たる相互の理解と協調を最高度に生かさなければならぬのである。したがつて全國町村長會の要望に見える如く、町村長をして農業團體長を兼任せしむる場合にしても、これは制度として要求すべき事柄ではなく、町村の實情に應じ適當なる人格者が自然の歸趨として、町村内各種團體の長を兼任する場合にはじめてその眞價が發揮されるのである。

以上に見た様に、全國町村長會の農業團體統合に對する反對論には特に考慮すべき何者も發見出來ないのである。我々はかやうな根據薄弱な主張に對しては敢て反對の意志表明の必要を認めず、今日まで靜觀の態度を採つてゐるのであるが、そのいはれなき反對のために假染めにも國防國家の絕對要請たる農業團體の統合が遷延せられるが如き事態は斷じて默過し得ないのである。

昭和十七年一月十九日印刷
昭和十七年一月廿三日發行

〔代誌寫〕

著者 東京市麴町區有樂町一ノ十一
發行所 中 島 寅 之 助

印刷者 東京市京橋區西八丁堀三丁目七番地十三 室 野 井 武
印刷所 東京市京橋區西八丁堀三丁目七番地十三 不二印刷社分社

發行所 東京市麴町區有樂町一ノ十一
産業組合中央會

振替貯金口座東京四七二四番

413

411

終

